



筑紫女学園大学リポジト

飯塚明正寺文書にみる真宗寺院の歴史（二） 附、
明正寺史料翻刻（硬変）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-11-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 鷺山, 智英, 小林, 知美, 樋口, すみ, 高松, 麻美, SAGIYAMA, Tomohide, KOBAYASHI, Tomomi, HIGUCHI, Sumi, TAKAMATSU, Asami メールアドレス: 所属:
URL	https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/543

飯塚明正寺文書にみる真宗寺院の歴史（二）

附、明正寺史料翻刻（後編）

はじめに

本稿では「和光山明正寺記録」（以下「記録」とする）の翻刻を紹介する。「記録」は、冊子装、全一冊、墨付き一〇五丁、書写年代は江戸時代の史料である。「記録」の前半の翻刻は、既に『筑紫女学園大学・短期大学部人間文化研究所年報』（二十六号、二〇一五年）に「明正寺史料翻刻」（同誌二十六号、二〇一五年）として発表しており、本稿はその続編である。今回は、解説と翻刻（第五十一丁裏から最後まで）を掲載する。

鷺山智英
小 林 知 美
樋 口 す み
高 松 麻 美

【解説】

一、明正寺について

『福岡県地理全誌』（『福岡県史』近代史料編・福岡県地理全誌（三）・西日本文化協会・平成元年）には次のように記されている。

明正寺 本堂。九間四面。寺地。六畝二十五歩。

紺屋町ニアリ。和光山ト号ス。真宗西派。本山西京本願寺ニ属シテ。中本山タリ。開山ノ僧ヲ。了鎮ト云。寺説ニ。其先祖ハ。越前ニ住シ瓜生氏ナリ。一時赤間関ニ移リ。氏ヲ改テ。伊藤左衛門尉義直ト称ス。幾程ナク。当国ニ来リ。此村ニ居リ。真宗ニ帰依

ス。本願寺實如上人ヨリ。名号ヲ授リ。法体シテ。了鎮ト号シ。
 永祿三年庚申八月。草庵ヲ結ヒ。仏像ヲ安置ス。夫ヨリ四世善明
 マテハ。東派ニ属ス。慶長九年甲辰。故アリテ。西派トナル。此
 時準如上人ヨリ。黒田長政ニ報セシ書籍ニ通ヲ蔵ム。又黒田忠之
 ヨリ与ヘラレシ馬具ヲ伝フ。寺境ニ。輪蔵。鐘樓アリ。檀越ノ家。
 当郡嘉麻鞍手三郡ニ多シ。末寺。十三。(後略)

また『嘉穂郡誌』によれば末寺を三六か寺有していたらしいが、寛
 政二年の時点では一七か寺の末寺である。そのうち八か寺は地元であ
 る穂波や近隣の鞍手、嘉麻郡である。残りは早良郡であるが、孫末寺
 まで含め九か寺が存在していた。

明正寺は明治後期に火災に遭い古文書等も消失しているが、「和光
 山明正寺記録」と題する一冊の古文書が残されている。今回は、この
 うちの後半部分を翻刻し紹介する。「記録」(後半部分)の内容項目は
 下記の通りである。このうち興味深い事項について概説を加えていき
 たい。

「記録」(後半部分)の内容項目

- ・ 結縁証拠
- ・ 天明六年九月御触状写 金銀融通不宜諸国指支
- ・ 一札之事 誓詞血判のひな型
- ・ 覚え 京都大火にて学林等類焼への寸志控え
- ・ 法如上人御直命写し

・ 指出一札の事

拙寺へ入り込み

・ 本山表より御触写し

諸国寺院僧侶の風俗不宜

・ 御巡検使御止宿次第

・ 法如上人御遷化

・ 宗旨改書物案文

・ 態申触候

・ 覚え

養子縁組について(宗旨改め)

・ 村々庄屋中へ御触写し

宗旨改帳面仕立てについて

・ 捨て子入判書物案文

・ 人別証拠の事

結縁証拠の事

・ 御本山御掟之御条目、前々より被相触候処・・・

・ 覚(御礼銀御定法)

・ 末山添簡控

・ 末寺世代

・ 御本尊御札銀定

・ 御影官職御札控

二、天明六年九月御触状写し

この御触状は幕府からの通達である。内容は田沼意次の経済政策の
 うちの一つである、いわゆる「貸金会所」についてである。

資金繰りに困っている大名に融資するために、全国の寺社・百姓・

町人に対し御用金を課し、それを財源とした金融機関である「貸金会所」を大阪に設立し、その事務は三井組ほか複数の商人が行うとして
いる。

寺社に対しては本寺・本山には金十五両を、それ以下の寺院には本山が取り決めた相応の出金を求めている。

真宗においても本山をはじめ全国の末寺が出金しなければならぬということと通達が伝達され、明正寺の記録にも留められたものである。しかし、御触状写しの最後尾に「右御触之趣ハ田沼大和守殿、私之意趣と相聞へ候、依而松平越中守殿御役付二成候而早速相止め申候」と記されている。つまり貸金会所の計画は頓挫したことを示している。田沼意次が失脚したあと、松平越中守（水野忠邦）が寛政の改革を進めていくことになる。

三、宗旨改めについての御触れ写し

宗旨改めについてのお触状の写しが複数あり、改めて宗旨改めは幕藩体制において人民を統制するという重要な役割であったことが確認出来る。

寛政三年二月四日付けで宗旨方から嘉麻御領分に檀家を持つ寺々へ宛てられた文書には、次のような内容が記載されている。

御領分の町人身分において、養子縁組によって縁家の家族となった場合、前々からその家の檀那寺へ改寺するという決まりであったが、最近改寺せずに実家の寺に所属している者もあるので、改寺するよう

にとしている。改寺は改宗ということも含まれる。例えば、実家は禪宗の寺院に所属していたが、養子先は真宗寺院が檀那寺であるということも往々にしてあり得る。養子先の寺院に改寺することは改宗するということもある。

ところが、同年同月に宗旨方から出された別の文書には「格段の理由があつて、養子先の宗旨に帰属しがたい場合は、事由により改寺に及ばない」と特別な場合は改寺改宗しなくてよいとしている。どんな場合にそれが許されるのかについて記載がない。

江戸時代の寺檀制度において、一つの家族は全員が一つの寺院に帰属するというイメージが強いが、実際にはそうではない事例も存在する。民俗学で「半檀家」「片檀家」と呼ばれるもので、家族が帰属する寺院が二つ以上あることを表わしている。そのため「複檀家制」ともいわれる。例えば半檀家についての分類の先駆者である最上孝敬氏の分類によれば

①一軒の家で男子の属する寺と女子の属する寺と、二つの寺がちゃんとしまつていてかわらないもの。
②他家から来た嫁がその生家の寺に所属し、その産んだ女子も同じく母方に属するもの。

③子女はすべてその生家本来の寺に属し、他家から来た嫁だけが、その生家の寺に属するもの。
などが挙げられている（他にもいくつかの類型がある）。

嘉麻御領分に関する通達では、養子は養子先の檀那寺に帰属するのが通例であるが、特別な理由があれば養子先の檀那寺に帰属しなくて

もよいとしている。この通達から嘉麻地方に半檀家という慣習が存在したことは窺えないが、半檀家を認めている通達である。

※半檀家については朴澤直秀「半檀家論の再検討」『東京大学日本史学研究室紀要』(二〇〇四年三月)を参照・引用した。

四、一札之事・將軍代替わりに際しての誓詞

將軍が代替わりをしたときには、真宗においては僧侶は京都の本山(西本願寺)まで出向き誓詞血判を提出する習わしになっていた。「一札之事」として誓詞のひな型が示されている。定型の文言の後に年月日、住所、寺号、法名、書判を記し、血判を押す。

天明六(一七八六)年九月に第十代將軍徳川家治が没し、翌天明七年四月に徳川家斉が將軍となつている。『筑前国諸記』(本願寺史料集・星野元貞編・同朋舎・一九九三)には天明六年・七年の記述は欠落しているが、天明八年五月の記事には「然は当六月切、國中不殘上京仕覚悟ニ御座候」とあり、触頭である万行寺、光専寺連名で国内僧侶が誓詞血判のために上京するのを六月中に完了するとしているが、期限までに上京できない僧侶もいるので年内中には上京させる旨を述べ、日延べを願ひ出ている。それに対し翌月本山は「遠国の義故、日延願可被成御聞届候得共、甚大切成誓詞の儀ニ候間、当月中ニ御上京難致輩は、当年霜月限ニ上京、誓詞相済候様無間違可被執計候」と日延べに理解を示しつつ年内までという願いを認めていない。理由は「甚大切成誓詞」ということである。本山は一ヶ月早めて、十一月中

には完了させるように伝達している。

このように、誓詞血判は「甚大切」なものであるが、それは幕府に提出するものだからである。明正寺文書のひな型の宛名は「御家老衆中」である。

福岡藩内の寺院にも誓詞血判に関する記録はよくみることができ、例えば慶伝寺文書(福岡県大野城市)には、

達書

御末寺中

先般就公儀御代替如先規御末寺一同誓詞被仰出、御末寺中上京可有之旨申達候処、今以上京無之輩も有之、右誓詞の儀は重キ御用向ニ候処如何の心得ニ候哉、甚以等閑の至候、乍然天災等有之時節柄無扨上京難波の族も可有之、此度ハ分て不被及御沙汰格別の御憐憫ヲ以、来西三月迄悉皆上京誓詞可被相□候、若此上心得違等閑の族も有之候ハ、急度御沙汰振も可有之候条可被得其意候、依て此段申達候也

庚申九月

と記録されている。時代は幕末、安政五(一八五八)年七月に第十四代將軍徳川家定が没している。その二年後が庚申の年である。二年経っても誓詞血判をしない僧がいるので出された通達である。翌安政八年三月までには完了するようにとの通達である。

なお、「天災等有之時節柄」とあるのは安政元年に九州、特に瀬戸内海側の分や宮崎では大地震による被害、また津波にでの被害が大

きかったようだ。また筑前においては安政二年、四年の大洪水、干ばつなどの異常気象による被害があつた（立石巖『福岡県近世災異誌』・同刊行会・2002）。それらのことを指していると思われる。

上京しがたい理由は天災だけではない。西蓮寺（福岡県筑紫野市）の記録にはつぎのような記述がある。

天保七年酉の年の事也（註・酉は天保八年である）

一筆致啓達候、先以御門跡様益御機嫌能被為□□候間可為御大慶候、然者就公儀御代替如先格御末寺誓詞被仰付候条、各御上京可有之候間被仰出候、恐惶謹言

四月廿一日

富嶋頼母

池永大隅助

嶋田左兵衛権大尉

下間少進法眼

猶誓詞格別之事二候条、早々上京可有之候、若病氣故障有之候へハ、來ル十一月迄ニ御上京ニ而可被相調候、且又得度御剃刀等不相濟小寺可有之ハ御上京の節可被相願候

以上

天保八年（一八三七）四月に第十一代將軍徳川家斉が二男に將軍職を譲っている。この文書には「早々上京可有之候」としながらも病氣などで遅れる場合は十一月までには上京するように記されている。また後半には経済的な理由で「得度・御剃刀」など済ましていない小規

模な寺は誓詞血判に上京した折に願ひ出るように伝えているが、上京する費用を工面することが難しい寺院もあつたことが考えられる。

さらに実際に上京したことについての記録もある。栄法寺（福岡県筑紫野市）の記録には、

（宝曆十一年・一七六一）

宝曆十一巳年親鸞大聖人五百年忌ニ当ル、当寺暫住泰人住職三月十八日ヨリ廿八日迄十日十夜御法事、京都御本山ニテ御執行、直是干時將軍様御代替故、國中惣法中誓紙血判ニ御本山工登ル、拙僧ハ□法事志、三月四日当寺ヲ立、四月十九日兵庫工着舟スル、夫ヨリ京都ニ參御法事御縁ニ逢、五月五日帰寺スル、御遠受記判本ニ書ル禁裏様同時ノ御法縁ヨリ諸万人郡衆（僧）スル僧、計凡拾壹万人也

とある。

宝曆十（一七六〇）年五月に第九代將軍徳川家重は長男家治に將軍職を譲っている。その後誓詞血判のため上京することになるのだが、翌宝曆十一年は親鸞聖人の五百回忌が予定されていた。遠国である筑前から五百回忌にあわせて上京し誓詞血判を済ませようという動きが多かつたのではなからうか。栄法寺住職は三月四日に出立し、瀬戸内を舟で移動し、四月十九日兵庫に到着。その後京都へ上り本山に參詣し、もちろん誓詞血判も済ませ、五月五日に帰郷している。「禁裏様同時の御法縁」もあり、このとき京都に集まつた僧侶はおよそ十一

万人であったという。

五、寺院法規の整備について

この御触写しには「七月」とあるのみで、年号や差出人の記載がないが、内容から本山から通達されたものと考えられる。以下、『真宗教団の組織と制度』（千葉乗隆・同朋舎・昭和五十三年）の記述を引用する。

さらに延享三年（一七四六）正月、末寺に対し、本山の掟を守るべきこと、法談のとき行儀を正しくすること、讃題には他宗門 祖師の著述を引用しないこと、修学三年を経ないものは法談停止、儉約を守ること等の四カ条の心得を申し触れ、また仏室・内陣金張付・出仏壇・金欄表具・喚鐘・撞鐘・御伝鈔・御剃刀並自剃刀・自影など本山許可物について調査員を巡回させることを通告している。

（解説 鷲山）

【明正寺史料翻刻】

凡例

- 一、改行は原則として追い込みとし、割注は（〜）で表した。
- 一、改丁は「」をもって示し、丁数・表裏は（〜）で表した。
- 一、旧字・異体字は常用漢字に、変体仮名は平仮名に改めた。但し、寺号・地名の表記は旧字のままとした。

一、読みやすくするために読点・並列点を付した。

一、踊り字は「々」「く」「」で表した。

一、見欠は文字の左に「、」を付した。

一、墨消は■で表した。

一、校訂者の加えた文字は（ ）で表した。

一、挿入された文字は〔 〕で表した。

結縁証拠

一穂波郡八木山村次助詮議筋有之、橋口籠舎申付有之候所、去申六月
 箆屋ニて致病死候ニ付、仮埋ニ相成居候、右承知候条、可有結縁候、
 以上

櫛田甚内判

〔割印〕寛政元年三月廿三日

飯塚宿

明正寺

結縁証拠之事

一穂波郡八木山村次助去六月十四日相果申候、此者御詮議之筋有之、
 橋口籠舎被仰付置候所、同所ニて相果仮埋ニ相成居候所、御詮議相
 済、御郡奉行より結縁相仕廻可申段、御差図有之候間、■死骸體
 二見届拙僧結縁仕候所、相違無御座候、為後日沙汰証拠如件

郡所

寺号

法名

寛政元年三月廿四日

宗旨奉行衆兩人へ当 (52ウ)1

結縁証拠 本書過去帳に記入

一穂波郡忠隈村了作と申者、致水論飯塚宿伊作と申者歛にて致打擲候

処相果候趣承届候条、可有結縁、以上

宮川孫左衛門 在判 割判

天明五年六月廿日

飯塚宿

明正寺 (52才)1

天明六年九月御触状写

別紙御書付御月番太郎兵衛殿御渡可相達旨被得其意、組・支配ニも可

相達候、尤銘々名之下判形可有之候、以上

熊沢庄右衛門

宮内十郎右衛門

関 糺

八月廿二日

大目附え

大目附え (52ウ)1、

近年金銀融通不宜諸家指支有之趣相聞候間、此度金銀融通のため、左之通出金銀被仰付候

諸国寺社

山伏

宮門跡方・尼御所ハ相除、其余は本寺・本山并重立候社家にて取調、

其末々之趣ニ随ひ、上之分巻ケ所にて金拾五兩の定メ、其已下は相応

之出金銀高本寺・本山并重立候社家にて相極メ、末寺・触下・支配等

之可申渡候 (53才)1

諸国

御料

私領

百性

一持高百石ニ付銀廿五匁宛り、但於大坂表此度御用金指出候者ハ相除

候積

右同断

町人 (53ウ)1

間口一間ニ付地主より銀三匁当宛り、但於大坂表此度御用金指出候者

ハ相除候積、右は当年ノ年より来ル戊迄五ヶ年之間、年々前書之通出

金銀被仰付候、従公儀御銀被差加、一固ニ大坂表於会所利足七朱之積

を以、諸家御貸付致シ、返済〇〔引当〕之儀ハ、大坂表通用之米切手并領方之内相応之村高証文ニ書入、万一相滞候節は、米切手ハ彼地定法之通取計、切手米為相渡村高最寄〔53オ〕御代官ハ預り其物成りを以返済之積、勿論右出金銀致候者共之御戻被下、利足ハ七朱之内、会所諸入用之分引之、其余之利足右元金銀御戻被下候節、是又出金銀致候者共へ可被下候間心得違無之、前書之通出金銀可致候、尤右出金銀納方之儀、諸国共ニ寺社・山伏ハ銘々之出金銀高、本寺・本山ニて取極メ申渡候上、日数廿日之内、百性・町人ハ前書ニ申渡候趣相達次第、是又日数廿日之内出金銀可致候、来ル〔54ウ〕未之年より年々正月中之積相心得、出金銀之分御料は其所之奉行、御代官并御預り所、私領ハ領主地頭へ指出、夫より江戸最寄ハ江戸駿河町為替御用達三井組并同所上田組ニケ所之内早々相納メ、大坂最寄ハ彼地ニて三井組高麗橋三丁目上田組は上中嶋町右ニケ所之内ニ可相納候

右之通万石已上、以下共に領分知行在方町方不残様可申渡旨可被相達候〔53オ〕

六月

右御触之趣、其触下寺院へも早々可被相達候、以上

九月十日 三好甚左衛門
齋藤空

〇右御触之趣ハ、田沼大和守殿私之意趣と相聞へ申候、依て松平越中守殿御仰付ニ成候て、早速相止メニ成申候、以上〔55ウ〕

一札之事

一就 御当家御代々御厚恩不淺被 思召候、御公儀輕存間敷旨今度從御本寺被仰付、御尤至極奉存候、其趣門徒中迄堅相守候様ニ可申付事

一対 御公儀不儀輩御座候間、如何様ニ願〇〔申〕候共、雖為門徒入魂之仁一味仕間敷候、其〔旨〕趣有之候 御本山え言上可仕事〔58オ〕

一惣て御本寺之御下知、法義堅相守、寺役無懈怠門葉勸化之儀疎略仕間敷事

右之条目於違犯は、急洩 如来之本願、別て蒙 祖師之冥罰、永可墮地獄也、仍て誓詞如件

国郡所

寺号

法名〇〔書判事〕血判

年号月日

御家〇〔老〕衆へ当〔56ウ〕

一筆令啓達候、先以 両御門跡様倍御機嫌能被為 御座候間、可為御大慶候、然は就 公儀御代替如先格、御末寺誓詞被 仰付候条、各御上京可有之旨被 仰出如斯御座候、恐々謹言

御家老連判

二月三日

天明六年也〔57オ〕

覺

天明八年正月晦日出火二付、御本山前側御類焼ニにて助成甚指上候控

一金子壹兩 明正寺 一銀拾匁 教傳寺

一 長明寺 一同断 安樂寺

一金百疋 明圓寺 一同五匁 了專寺

一同断 西光寺 一同断 光妙寺

一銀三兩 福專寺 一同四匁三分 西連寺

一同断 正圓寺 一同壹匁五分 無極寺 (57ウ)

法如上人御直命〔口達〕写

一御法義追々御繁昌被為有

御満足思召候、雖然端々ニは安心之趣心得違之筋も間々有之候様ニ被為聞召、御老年之事故、別て御心旁之 思召候間、安心之一途は御文章改悔文を龜鑑として随分門徒共ニ無油断厚可致教 (58オ) 化候事、

申三月十二日

右誓判御用ニ罷登候節、坊官より以右書付御申聞有之候

天明八申六月十日 明正寺 (58ウ)

指出一札之事

一此度人形付を以御詮議被仰付候人柄拙寺内え入込居不申候、若〇

〔相〕隱置後日露頭仕ハ、〇〔急度〕曲事可被仰付、仍て一札如件

年号

月日 寺号印形

三ヶ寺当

〇右文言中ニ前々ハ註進可仕候由書入申事ニ候へ共、被仰付有之候ハ、無事書可申事、左無之候ハ、傍分より註進可仕之文言ハ致遠慮可然候、仍て右之文言ニ相認書上候、以上 (59オ)

寛政元年酉夏、從 本山表御触渡有之候、書付左之通

十一月廿三日

寺社御奉行松平右京亮殿、臨時御内寄合於御席二板倉左近將監殿、築地御坊輪番え御渡被成候御書付之写左之通

近來諸寺院之僧侶一体風俗不宜候哉 (60ウ)、道德殊勝之聞へ有之輩ハ稀にて、不律不如法之沙汰のみ間々相聞へ候、都て諸宗之僧徒夫々作法も可有之処、畢竟本寺又ハ役寺・触頭等しめし方等閑成故之義ニて可有之候、已來無油断心を付、宗旨得達し、僧侶を相す、ませ、聊も不如法成ものハ、夫々科メ等も有之、配下之示教行届候様專一為致可申候、尤本寺・役寺・触頭等之内ニも、万一不律不如法之聞え (60オ) 有之ハ勿論之義、或ハ利欲等ニ耽り、寺務之実意疎成歟、又ハ一体其器ニ不当輩ハ、縦令大地本山之寺院たりといふ共、聊無用捨蔽重ニ其沙汰可有之^候事ニ候、右之趣御沙汰ニ候間、得と申談、夫々行届不取メリニ無之様可被致候

十一月

但シ御当地西御奉行所よりも酉二月廿三日、右之御書付二左之^患御
奥書有之御渡被成候写(83ウ)」

右御書付江戸表より到来ニ付相達候間、自省候て聊之義をも速ニ相
改、享保七寅年七月、被仰出候御条目ハ勿論、追々触置候趣堅相守、
銘々宗門之規則不相乱、外飾を棄、学業を励し、名利ニ随ひ、清白無
欲之意を不失様、急度可相慎義専要之事ニ候、右等之趣令忘却聊も不
如法之儀有之ニおいてハ、寺格之無容赦、遂吟味可加刑律候て然ル時
ハ(83オ)「一宗之瑕瑾、後々迄可恥之至ニ候条銘々相励、本寺・役
寺等より嚴重ニ相札、末々迄しめし方不相洩行届之様可致候、此段松
平(和) 泉守殿依御差図申渡候

酉二月(81ウ)」

寛政元年八月八日御巡檢使御止宿次第

一正史 小笠原主膳殿(同家来上下四拾人也)頭薩州ニて卒去)当寺
え御宿

一副使 土屋忠次郎殿(道勢 人ノ薩州卒去)古川え御宿(下宿ノ帶
屋)

一御目附竹田吉十郎殿 中茶屋え御止宿

右主膳殿家来衆御用人(三人)御給人近衆メ六人

右九人ハ座敷式夕間ニ被居候、以下三拾人余ハ御堂へ屏風ニて間取被
泊候

主膳殿遺髪入リト見へ^疾て、具息櫃一荷(83オ)「参候、是ハ座敷床
之上へ共被置候様子ニ相聞へ申候、其外ハ何之道具も主膳殿道具らし

きものハ無之候、依て鍔なども参り不申、亭主役ハ中茶屋小四郎、助
役ハ醬油屋勘右衛門、帯屋伝右衛門、いつも村庄屋、口之春村庄屋被
参候、其外万端ハ向町御茶屋が、り之銘々皆々相つめ申候、「御茶・
たはこぼん、あんどん、手燭、茶わん等一切福岡より参申候、御まか
ないハ市中町人うけかたニて参申候、御儉約ニ付一汁一菜之被仰付ニ
て堅相守候、御酒ハ御停止(83ウ)」

八日御着座献立

丸麩 根いも

平 山いも 御汁 灯とうふ

冬瓜 摘菜

御香油 御飯

御夜永

濃醬油 角豆腐 清汁 然松露

平 華麩 御汁 短冊牛蒡

木くらげ みやうのせん

香物 御飯(83オ)」

九日御発駕

煮込豆腐

御平 せんしやうか 御汁 三木大根

おろし 花かつを

香物 御飯

メ

右一切木月屋より仕出シ申候ニ付、殊外不塩梅にて一向ひへほつれたべられ不申由にて、殊外客衆不機嫌にて、停主召出シ急度翌朝ハあんなばいらしく致呉候様御頼候、贈ニ(63ウ)「料理このみハ不致由にて、何品にて手かろくしてあた、かにあちらしく煮立出候様ニ頼合、依て料理方へ小四郎よりかけ合イ、翌朝ハ当寺にて煮立あた、かに仕出し候へハ、殊外悦被申候、酒ハ一向出不申候

中茶屋杯ハ御かち目附衆へ訴へ候て、所詮酒出シ不申候てハ殊外之不機嫌にて停主助役用達人○(等)仕損シ仕来致可申様子ニ相見へ申故、右之趣国方御付役人衆へ申達シ、御上より御酒■不被下候ハ、銘々より仕出可申候、尚又御法度之酒出シ申候事(62オ)「後日御とがめ被仰付候共、夫ハ国方御役人より被仰付候、御とかめにて御座候へハ、江戸辺より先々まで引付られ、諸方諸国迄ニはぢさらし候よりも、御国方御役人より御咎メ可蒙候、右之趣役人衆へ申出候へハ、早速上○(御)役人へ申達候て、内々にて酒出シ取揃申候由伝聞候
「当寺ハ座敷ふた間并十二帖八畳台所場、右之通あけわ○(た)し申候、

「四帖量より内ハ一向立切り寺内受用申候、以上
○(64ウ)」

一筆以啓達候、然は

大御門跡様当秋已来御達例ニ被成

御座候処、御養生無御叶、昨廿四日御遷化被成候、御葬式十一月十七日比と被仰出候間各上京可有之候、尤門徒中えも可被申達候、恐々

謹言(65オ)」

十月廿五日

七里内膳

嶋田大和守

嶋田讚岐守

下間大式法橋

下間兵部卿法眼

筑前国

惣末寺衆中

○右御触之趣十一月十三日役寺へ被仰届候間(65ウ)、「十三日より聞忌五十日相慎候様三ヶ寺より申付有候、尤御上御正當ハ極月十三日迄にて、五十日御慎之由ニ御座候得共、遠国ハ聞忌故翌正月三日迄御忌既ニ極月十三日迄ニ被為終候事故、年始仏前御かさり等ハ例年之ことく執行申候、尚又年頭礼受候事ハ如例年受申候得共、此方より祝儀ニ出申事ハ忌過候て罷出申候、尚又髮剃之儀ハ、僧分ハ剃髪を以精進と定る徳経説ニ順シ、随分剃髮申候(66オ)」、尤寺内坊守・子共の髪之かさり等ハ遠慮申付候、尚又音曲・肉食等ハ、右正月三日迄ハ相慎申候、為後年心得取記申事如右候、以上

右ハ寛政元年霜月

法如上人御遷化之砌之事ニ候

御葬式ハ霜月十七日朝六時より御ねり出シ、油小路より七条通内嶋原より京都之間之空地へ六十間二百間のかりもがり結イ、西結二四

間四方之眼前堂御出来、御棺御入北之方へ姫様方御かり屋、次ニ
 ■新門様ノ御かり屋、次ニ御連子御かり屋、南ノ方へ八九条様・二
 条様御かり屋、次ニ両門跡御灯替ノ御かり屋か、り候由(66ウ)「
 翌十八日より極月三日ニ至迄二七日之間、於衆会所、嚴重之御法事
 御執行被成候、依て報恩講之勤行ハ例より至て軽く御勤行被成候
 て、声明なども御勤無之、初夜御法談も無之候由ニ候、御忌ミハ五
 十日之間令相聞へ申候(69オ)「

欠落者宗旨方より且那指除書物申来節指出候書物案文

仕上書物之事

一何ノ何某殿御組郷夫何某、何ノ何月何日出奔仕行方相知不申候、右
 之者拙寺且那ニ御座候、自今以後且那指除ケ可申旨被仰渡奉得其意
 候、為後日書物如件

所書

寺号判

法名判

年号月日

宗旨奉行両人宛(69ウ)「

○寛政二年寺院人別帳大公儀へ指上ル

筑前国本願寺

筑前国

浄土真宗本願寺末寺

○中本寺アルハ所トコロ書寺号ノ下ニ末ト認ル

一生国 何(其寺出生ノ住持ハ/同寺ト認ム、他ヨリ住スルハ同国ト
 認ム、/他国ヨリ住スルハ何国ト国名ヲ認ム)何寺住持某(国郡村
 □□□書ニス)(西何十何歳)

一(住持ニ同ケレハ其寺出生ナレハ同断ト認ムル、住持ハ他ヨリ来リ、
 隠居ハ其寺出生ナレハ、生国同寺ト認ム、住持ハ其寺出生ニシテ、
 隠居ハ他ヨリ来レハ、生国・同国トカク、他国ヨリ住シハ国名ヲ書
 ク)同寺隠居某、(西ニ何十何歳)

一隠居ニ渡シテ同シ 同寺新発意某(如前)(68オ)「

一生国何国(何国何郡何村何寺、弟子ハスヘテ国号ヲ出ス)何寺弟子
 某(如前)

一(次上ノ弟子ニ同シケレハ同断トカキ、生国異レハ生国何国ト国号
 ヲ書ク)何寺弟子某(如前)

何人

右之通相違無御座候、以上

寛政二寅戌年八月 何国何郡村

何寺判

「右之帳面ミ、バリシハ美濃紙ニテウハカキハ僧分人別帳何寺(68ウ)「

寛政三辛亥二月秋月宗旨役所より改触写

一筆申触候、然は御領分町在之者、縁家え入込其家之人別ニ相成候者、
 入込候家之宗旨ニ相成候様、別紙二通之通町在え此節相触候、右之
 趣委曲御承知已来混雑無之様御心得可有之候、以上

宗旨方

役所

亥二月四日

嘉麻

御領分中へ旦那有之寺々(80オ)「

態申触候

一 御領分町在之者養子縁付都て縁家へ入込、其所之(衍)人別ニ相成候ハ、其家之旦那寺へ付申咎ニ候、此段前々より之御法相立居候、然所近年猥ニ相成、他家ニ入込候者やはり実家へ之旦那ニ付不致改寺、其俣ニ罷在候もの段々有之候、十四、五年已来ハ宗旨帳面も一宗切之仕立ニ被仰出、其砌よりハ就中入込候家々宗旨ニ可相成儀ニ候処相改候之儀無之、彼是不行届事ニ候、依之以(80ウ)「別紙前々より之通申付候条、当春宗旨御改より右体之者其家之宗旨ニ致改寺、右之帳面可差出候

一 右之趣触下村々へ具ニ可相達候、以上

宗旨方 役所

二月四日

五組大庄屋中

追加

御領分へ旦那有之寺々へ御本行之趣、尤此方より相触候、為心得此

段も相達置候、以上(70オ)「

覚

一 養子縁付候入夫ハ都て縁家致相統候事故不及申、其家之旦那寺へ急度可致改宗候事、附り本行之外訳有之縁類等之家内ニ入込、其所之人別ニ相成候者、是又其家之旦那寺ニ附可申候、夫共格段之次第有之、其家之宗旨ニ難相成者ハ品ニより不及改寺候、其趣具ニ可申出候、遂差図可遣候

一 出生之男女、勿論其家之旦那寺ニ付(80ウ)「可申候、他寺ニ改寺いたし申間敷候、是迄他寺ニ付居候分ハ、当春より引戻シ、其家之旦那寺ニ可致改寺候事

右之通申付候条、当春宗旨御改より被成此段訖度相守可申候、以上
宗旨方役所

寛政三亥二月

五組大庄屋中

村々庄屋中(71オ)「

一 筆致啓達候、然ハ町在之者縁付改寺之儀ニ付、別紙一封之通指出申候、御領分嘉磨中へ旦那有之寺々へ被指廻、留りより被指返候様、御順達可被成候、此段為可得御心慮、如此御坐候、以上

鵜沼伝兵衛

二月四日

西郷

善照寺(71ウ)「

寛政六寅正月 村々庄屋中へ御触写

立花市右衛門

一 每春宗旨御改帳面仕立候前方、人別旦那寺之証文、其村々へ庄屋手元へ取揃、其上にて宗旨帳面仕立候儀ハ、年々申渡候御儀定前之儀ニ付改て申達ニ不及、併間ニは御定法不心得候哉、每春寺証文被揃不申、帳面等仕立候村柄有之歟相聞候間、当春御改前方人別旦那寺之証文、二月上旬ニ村々庄屋手元へ取揃、堅御定法之通帳面仕立可申事

寅正月

村々

庄屋中

右ハ庄屋元より心得之為メ相見せ候間写置候 (「3ウ」)

(朱書) 即同文言にて秋月宗旨奉行谷三郎大夫殿より寛政七年二月

二触状申来候)

一 右寺証文取渡候二付、寺替仕候者を已前之旦那 (「3オ」) 寺ニ書出し、或ハ旦那寺ニ不相分人柄を帳面ニ書載、寺々判形指間多、不埒之次第候、御定法之通每春旦那寺之証文庄屋見届候上帳面相調候ハ、間違有之間敷儀二候、依之当春より庄屋中へ御定目之通、無忘人別旦那寺之証文堅庄屋手元へ取揃帳面仕立可申事

一 右御定法之通、寺証文請取ニ不罷越、旦那も自然有之候ハ々、其者旦那寺より申出有之様ニ寺々え相触置候条、万一緩せの村柄も有 (「3ウ」) 之、寺々より申出於有之は、村役之者可為越度候事

一旦旦那寺不分明人柄を帳面ニ可書載様無之寺々をも遂詮議候所、根元何寺之旦那ニ無紛者ニハ候得共、寺証文取參不申、無住寺杯ニ住持相究候ても、改て寺証文取ニも不罷越、自分旦那寺疎遠ニ相成、旦那之人体をも不見届、重き宗門之受合難仕段申出候寺々有之、御改之御趣意難相立恐入たる次第候、此旨大庄屋中 (「3オ」) 得と勘弁仕、重畳才判、当春御改より御儀定之通、人別寺証文庄屋中之手元へ急度取揃、帳面仕立候儀違背不仕候様ニ村々へ堅可申渡事

岸本五郎兵衛

諸宗寺院

一 筆申触候、諸宗寺院在町之旦那ハ、每春人別 寺証文、二月上旬ニ庄屋年寄共手元へ取揃、其上にて宗旨帳面仕立候御儀定前二候処、間ニハ心得違之村町も有之、旦那寺之証文取揃不申帳面仕立候ニ付、判形之節ニ至て旦那之間違も有之、御定法忌と相聞へ候条、当春より人別旦那寺之証文村役・町役之者共手元へ堅取揃候様ニ申渡候、寺院其心得有之、自然等閑ニ相心得、寺証文取不申旦那も有之候ハ、其村町之庄屋・年寄方え其旦那寺より可相届候、其上にても緩せニ致候ハ、触頭寺え申出有之、各より被遂詮議候上、拙者共役所え書付を以可被申出候、右之趣在町旦那有之 (「3オ」) 御触下寺院えも心得有之候様ニ御達可有之候、已上

岸本五郎兵衛

立花市右衛門

正月廿五日

諸宗寺院

触頭中へ当ル

飯塚宿

○右ハ寛政六寅二月、触頭年番徳榮寺より申触ニ候〔74ウ〕

明正寺

捨子入判書物案文

寅正月 何村庄や何かし殿

仕上ル書物之事

右之通ニ相認遣候、宗旨請合ニ追て本帳ニ印形書物差上候間、宗門受合ノ文言ヲ略ス、尚又一統ニ宗旨奉行へ当テ申候へ共、庄屋手元切ニ取置帳面相仕置候て、人別証拠奉行衆役所へハ不指出候ものと相聞

一男老人 何申捨子 名

候、若宗旨奉行衆へ永ク指上ざる証文ニ、奉行衆ノ名当可致様無之筋

右は去何月何日之夜、何郡何村何と申者門口え其砌出生と相見へ捨子仕置候処、同人拾取養育之儀御願申上候処願之通被仰付、拙寺旦那二

合と被存候間、於拙寺は右之通之文言にて庄屋へ当申候て、他寺之旦那

被仰渡奉得其意候、彼者宗門之儀重豊吟味仕疑敷儀無御座候、若此已

後日申分は無之、拙寺之旦那二無間違趣証文差出帳面仕立候、村役人之

後宗旨不審之沙汰於有之は、何時も拙僧申分可仕候、為後日〔75オ〕

後日申分之致証拠ト申事ニ候〔77オ〕

書物如件

所ヲ

結縁証拠之事

寺号

一穂波郡八木山村 孫次第 次助 科有之、竈舎被仰付置候処、於同

法名

所天明八年六月十四日病死仕候、死骸仮埋相成候処、寛政元年三月

年号月日

廿四日結縁仕候様郡奉行衆より差図有之候ニ付、死骸體ニ見届証

宗旨奉行兩人へ当ル

拠、結縁仕候所相違無御座候、為後日証拠如件

右之類、○〔初て〕入判之者ハ惣て前判控へ置、奉行衆之前にて書物

寛政元年三月廿四日

印形指上、其上にて前判之所相仕廻申事ニ候〔75ウ〕

寺号判

人別証拠之事

宗旨奉行へ当ル

一〔其村／当宿〕何某組合 何某 同人女房 同人子 何某 同何か

右宗旨方より案文參ル趣也、前一年血判未進之者ニテ有之候ニ付、

し

右之結縁証文ニ通御取ニテ有之候〔76ウ〕

メ家内四人拙寺旦那ニ紛無之 仍て如件

控覚

一何那何村何某と申者、何那何村抱丁場古穴ニ落込果居申候、御詮儀之上、右死骸髓ニ見届結縁仕候様被仰付候、当酉何月何日死骸髓ニ見届、以下如常、

右之通ニ結縁証文相認上候様、宗旨附衆より按文出申候、以上(88才)

覚

一判鏡(形)之節未進ニ致候ハ、役寺迄隣寺を以病氣届可致事
 一御改奥判之節、病氣未進ニ候ハ、是又隣寺より口上願書指出可申事(89ウ)

覚

一仏宝 (此分ハ考合書入ル)

御本山御掟之御條目前々より被相触候処、近年相背族も有之様相聞不届之至、於以後は急度相慎可申旨、被仰出候

一内陣金張附「金六両三歩

一法席之行儀不正勸化之趣、御安心之実儀を失ひ、或ハ戯論・雑談を交、如遊興一座之笑ヲ催し、自他ヲ誤り(79才)「名利に財施を貪事欲ケ敷候、已後ハ急度可相慎事

一出仏壇 「金貳拾九両壹歩

一法談讃題之儀ハ、三部経・七祖之解釈・正信偈・御和讃・御文章にて不足有間敷所、他門列祖之選述など不慥書物取扱事、且ハ宗意に疎故申法義正絡に相改リ候様可致事

一金欄表具 右ニ出 一御厨子 銀四百八拾七匁八分

一幼年の新発意、愛心におほれ、宗(79ウ)「意も不弁致法談、又は伴僧等猥ニ法談仕事不届に候、従古来御定之通り御本山ニテ致修学、三年之結夏相勤不申内ハ法談令停止候、在京之内福地たりとも儉約を守り、貧地之面々ハ猶以致心紡(つむ)可相務、御本山御作法迄熟得

一喚鐘 「貳百廿壹匁三歩五厘

一幼年の新発意、愛心におほれ、宗(79ウ)「意も不弁致法談、又は伴僧等猥ニ法談仕事不届に候、従古来御定之通り御本山ニテ致修学、三年之結夏相勤不申内ハ法談令停止候、在京之内福地たりとも儉約を守り、貧地之面々ハ猶以致心紡(つむ)可相務、御本山御作法迄熟得

一撞鐘 「金貳両貳歩 銀三百八拾九匁貳分五厘

一幼年の新発意、愛心におほれ、宗(79ウ)「意も不弁致法談、又は伴僧等猥ニ法談仕事不届に候、従古来御定之通り御本山ニテ致修学、三年之結夏相勤不申内ハ法談令停止候、在京之内福地たりとも儉約を守り、貧地之面々ハ猶以致心紡(つむ)可相務、御本山御作法迄熟得

一御和賛 一御伝抄 「銀五匁八分

之上可致法談事
 右之趣相互逐吟味、先年より被仰出候(88才)「御条目堅相守違背有之間敷旨、被仰出候也

七月 下間少進法印

下間宮内卿法眼

下間兵部卿法橋

上田主殿

一 御剃刀并自剃刀

一 自影(81才)

右之通御礼銀御定法有之被成御免候処、我俣ニ安置之寺庵有之段粗相聞え沙汰之限ニ候、依之近年之内右等之儀為御改巡国巡村可被仰付候て、兼て可心得其意候也

下間少進法印

下間宮内卿法眼

下間兵部卿法橋

上田主殿

七月(81ウ)

末山添簡控

改春之嘉慶不可有尽期候、先以 兩御門跡様益御機嫌克可被為成御座、大慶ニ奉存候、隨て貴家弥御安全ニ御□可被成と奉珍重候、然は拙寺下同国何郡何村何寺、此度或ハ木仏・寺号・祖師御代・国絹袈裟等御願申上度罷登候間、御家老中え添簡指登申候、余分之御礼銀入申儀ニ御座候間、若不足仕候ハ、貴様御取成ニて拝借被仰付候て、何卒願之通り首尾能相叶候様ニ御世話奉頼候、委細(83才)取立被下候思召ニて御拝借被仰付、何卒御免被仰付被下候ハ、門徒中何寺始難有可奉存候、此段貴様御取成ニて同寺願之通り相叶候様重疊奉頼候、委曲之儀は一申含候、以上

月日

尚々御表具之儀は貴様方より御調(83ウ)被遣可申候、此旨同寺

えも申含置申候、以上

二隨

拙寺下同国何村御本山え何願ニ今明年之内罷登、御直參之様偽可申上儀御座候之条、拙寺より添簡無之候ては御引受被下間敷候、此儀奉頼候、以上(84才)

上田与左衛門へ遣状

文言平生所談

吉川氏へも頼遣候得共宜御相談被下、御本山表乍御世話何寺願之儀御免被仰付候様ニ幾重にも奉頼候、委細之儀は同寺より可申出候、恐々謹言(85ウ)

一書啓上仕候、先以兩御門跡様一、隨て各様御安全ニ御勤可被成候、奉珍重候、然はいつ何日より何様何十何回御忌御法事御執行被遊候ニ付罷登出勤仕筈ニ御座候得共、何頃より不快ニ付一奉背本意候、此(86才)段宜様ニ被仰上可被申候、仍て寸志御香儀壺封指上申候、御披露奉頼候、恐惶謹言

明正寺

月日

下間大進法印様

下間宰相法眼様

下間少進法橋様(86ウ)

嶋田讚岐守様

後見願添状控

証拠事

一 穂波郡太郎丸村教伝寺後住天極、今度後見判形相願申候間、同寺願之通被仰付可被下候(86才)」、

明正寺 判

年号

月

年番二当

万行寺(86ウ)」、

末寺世代

一 早良郡内野村西光寺

開基天海

二世覺玄

三世淨玄

四世了雲

五世觀了

六世圓嶺

七世義伯

八世圓嶺(88才)」、

覺

一 紺屋町菊田養元西脇間口八尺通り河二至迄、当寺井路二往古より相

極居申候、勿論年貢地にて年々当寺より上納致来申候、為後日相記

置事如件

寛政三年七月日

明正寺

大忍(87ウ)」、

一 早良郡〔怡土郡〕井田村〔明法寺下〕教法寺

開基玄意

二世玄察

三世清雲

四世峯月

五世了源(88

才)」、

一 早良郡脇山邑万徳寺

開基〔高田平左衛門〕入道

二世宗雪

三世了雲

四世宗

補

五世了正

六世淨玄

七世空生

八世諦音

九世定

林 十世桃林

一 早良郡内野村西光寺

〔朱〕上出〔88ウ)」、

一 早良郡田村西念寺

一 早良郡シカムラ明法寺

一 早良郡重富村淨覺寺(89才)」、

一 早良郡石釜村〔西念寺下〕光明寺

開基休圓

二世明順

三世朋春

四世舍周

五世圓諦

六世智光(89ウ)」、

一 早良郡石釜村〔淨覺寺下〕明光寺

〔本山法名本〇公邊既開寺〕

一世萬林

二世休意

三世休岸

四世休信

五世即應

六

世教戒 七世智鳳(90才)」、

一 怡土郡飯場邑〔淨覺寺下〕眞教寺(90ウ)」、

一 鞍手郡新北邑明福寺(91才)」、

一 鞍手郡脇野村眞光寺

一 同郡勝野村明樂寺(91ウ)」、

一 鞍手郡本城村西樂寺(92才)」、

一 嘉麻郡川嶋村正恩寺(92ウ)」、

一 穂波郡幸袋村無極寺

一 同郡小正村了專寺

一 同郡内野村正圓寺 (93才)

御本尊御札銀定

一 一尺寸 五十御長 三拾匁

〈百御身〉

一 三寸綾地 三拾貳匁六分

一 同惣金襴 三拾七匁四分

一 同瑠璃紺 三拾八匁九分

一 同赤地金蘭 四拾壹匁三分

〈貳百御身〉

一 四寸綾地 四拾壹匁壹分

一 同惣金襴 五拾壹匁三分

一 同瑠璃紺 五拾四匁九分

一 同赤地金襴 六拾貳匁三分

一 法名壹人増 六匁五厘ツ、

御文章御札銀

一 五帖壹部 百貳拾匁

一 御加壹帖 貳拾四匁

一 追切壹帖 右同断

一 御和賛 貳拾匁

右定法如件、(93ウ)

御影・官職御札控

一 等身御影

御絵料 三百九拾七匁五分

御表紙料 貳百八匁五分

中縁貳尺

惣縁五尺

金軸端込 七匁五分

〈二重箱／包絹〉 貳拾貳匁五分

一 祖師貳番形

御札銀 〈金貳拾八兩壹歩／銀四百六拾八匁八分五厘〉

御絵料 七拾貳匁八分

御表紙料 七拾匁壹分

中縁赤地 三拾壹匁

〈二重箱／包絹〉 拾貳匁六分

× (91才)

一 同祖師貳番形

惣金御札 百拾九匁七分

御表紙料 七拾匁壹分

中縁赤地 三拾七匁 貳尺

惣瑠璃 九拾六匁 八尺

金軸端込 三匁三分

〈二重箱／包絹〉 拾三匁七分

× 已上外ニ付届七拾匁

一 同三番形

御札合 〈金貳拾四兩貳分／銀四百五拾三匁八分〉

御絵料 四拾三匁壹分

御表紙料 五拾三匁六分

中縁赤地 貳拾七匁八分

〈二重箱／包絹〉拾匁四分

× (94ウ) 1

一同四三番惣金御礼百拾九匁壹分

御表紙料 五拾三匁六分

中縁赤地 廿七匁八分 壹尺五寸

惣瑠璃 七拾四匁四分 六尺貳寸

金軸端込 三匁三分

〈二重箱／包絹〉拾匁八分

× 已上、外二付届七拾匁 (95オ) 1

一太子・高僧

御礼合 〈金五両壹歩／銀三百八拾七匁六分五厘〉

御絵料 百三拾七匁三分

御表紙料 八拾七匁五分

中赤地 四拾四匁四分

〈二重箱／包絹〉拾四匁九分

× 外二付届 六拾五匁 (95ウ) 1

一同惣金御礼 八拾七匁四分

御表紙料 八拾七匁五分

中赤地 四拾四匁四分 貳尺四寸

惣瑠璃 百貳匁 八尺五寸

金軸端込 六匁

〈二重箱／包絹〉拾五匁六分

×

一 ■■■〔前住〕上人貳番形

御礼合 〈金壹両貳歩／銀三百廿六匁五厘〉

御絵料 五拾匁九分

御表紙料 四拾壹分(4匁)

中赤地 拾八匁五分

〈二重箱／包絹〉八匁三分

× 外二付届 六拾匁

一同惣金御礼 六拾貳匁八分厘

御表紙料 四拾壹匁

中赤地 拾八匁五分 壹尺

惣瑠璃 六拾匁 五尺

金軸端込 三匁

〈二重箱／包絹〉八匁六分

× (95オ) 1

一 御代々 貳番形

御礼合 〈金壹両壹歩／銀貳百五拾五匁五分五厘〉

絵表等 信証院様二同前住様二同

一 惣金御礼 五拾九匁九分

御絵料右同断

御表紙料等 前住様二同

如信様御絵料 三拾貳匁三分

〔願書印形入用〕

寛政三年亥五月奉願 明正寺

○法如上人 御礼銀控

一金三步 四拾三匁五分替

一銀百六拾五匁三分 御礼銀

一三拾三匁五分 金襴表具御礼銀

一五拾八匁七分 御絵料

一貳百三拾三匁三分 御表紙料

極上ヒロキレ

一百拾三匁八分 御役人中□

一貳匁 極印所□

× 銀六百五拾目壹分

いかなる故歎御上納半□にて被仰付候 依て貳百八〔(96ウ)〕

一前住上人三番形

御絵料 五拾匁^(マ)四匁七分

御表紙料 祖師同事

一御代々三番形

御絵料 四拾九匁七分

御表紙料 右同断

一如信様三番形

御絵料 三拾四匁八分

御表紙料 右同断

余准上 (97才)〕

一御絵伝

御礼〈金三拾四兩壹歩／銀五百五拾九匁八分〉

御絵料 四百三拾壹匁三分

御表紙料 百七拾匁

中縁本地 百壹匁八分

〔二重箱／包絹〕廿貳匁四分

× 一同惣金御礼 貳百四拾壹匁七分

御絵料 同上

御表紙料 百七拾匁

中赤地 百壹匁八分 五尺五寸

惣瑠璃 百四拾四匁壹丈貳尺

金軸端込 拾貳匁

二重箱包絹 貳拾三匁九分

× 一同紺青隈泥引御礼 銀三枚 (96ウ)〕

御絵料〈上彩〉三百五拾匁増

同〈中〉 貳百五拾匁増

但一通之御絵料外右之通増

一半御礼之分ハ御礼上納半銀也、委如下

但絵表料等相替事無之候

〔三番形〕

〔三番形〕

御開山様 〈金拾貳兩壹歩／銀貳百貳拾八匁貳分五厘〉

惣金御札 六拾貳匁四分五厘 (98才)

一 前住上人 〈金三步／銀百六拾五匁三分〉

惣金御札 三拾三匁五分

一 御代々 〈金貳歩／銀百三拾七匁五分〉

惣金御札 貳拾七匁六分

〈院内余間衆〉

一 自影 御代々と同事

一 院家衆自影

御札 〈金貳歩／銀百三拾七匁五分〉

絵料 四拾三匁壹分

表料 六拾三匁三分

中瑠璃

一 内陣余間衆袈裟 (98ウ)

御札銀 百八拾匁貳分

〈内余〉

絵料 三拾七匁七分

表料 六拾匁三分

中印金

〈飛掾^御以下〉

一 自影 〈御札〉御代々と同事

絵 三拾匁九分

表 六拾匁三分

一 木仏御礼合 〈金五兩貳歩／銀貳百四拾壹匁五厘〉

一 寺号御礼合 〈金五兩貳歩／銀貳百拾壹匁八分五厘〉 (98才)

六寸御本尊二 金前二同事

銀貳百廿貳匁六分五厘

七寸御本尊二 金同事

銀貳百廿六匁六分

一 国絹袈裟御札

合 〈金拾八兩壹歩／銀四百貳拾壹匁五厘〉

自剃刀御札 百八拾目程

〈永代〉

一 飛檐御礼合 判金拾貳枚

金三拾三兩壹歩

銀六百四拾貳匁八分

上寺一ヶ寺二 〈判金壹枚／銀拾四匁四分〉宛増

〈一代〉

一 飛檐御礼合 〈判金六枚／金拾八兩

銀三百五拾目匁八分〉

上寺一ヶ寺二 〈金六兩／銀七匁貳分〉宛増 (98ウ)

一 永代余間御札 銀五百枚

一 一代余間御札 銀貳百五拾枚

一 内陣御札 金五百兩

一 院家

〈国絹袈裟〉

一 一代青袈裟 〈金貳歩／銀百壹匁分五厘〉

〈同〉

一 国緞子袈裟 〈金四兩壹歩／銀七拾八匁八分六厘〉

〈同〉

一 御本寺袈裟 銀百八匁五分

〈飛檐〉

一 一代緞子袈裟 銀貳百四拾貳匁分

〈廿四輩〉

一 自得度 銀百八拾匁余〔100才〕

〈院内余間衆〉

一 得度 銀百九拾匁余

外二付届銀五百目余入ル

一家督御礼

銀六拾四匁九分五厘

外二付届銀貳百七拾余^{目懸}入

一 隱居御礼 銀六拾四匁九分

〈初中後〉

一 袈裟御礼 〈金七兩貳歩／銀四拾壹匁九分五厘〉

〈在家〉

一 御剃刀御礼 銀百五拾三匁分五厘

〈在家〉

一 木仏御礼 〈金拾貳兩／銀貳百九拾五匁分〉

〈国袈裟〉

一 法服七条御礼 〈金壹歩／銀三百六匁九分五厘〉

〈惣道場〉

一 自庵申替御礼 〈金拾兩／銀拾貳匁〉

一 離末御礼 銀五拾七匁三分

一 〈内陣衆／兄弟養子〉御礼 〈金拾九兩壹歩／銀三拾六匁五分五厘〉

一 〈内陣衆より／余間衆え養子〉 銀貳百五拾八匁 外二自得度御礼

一 〈内陣衆より／余間衆え養子〉 銀貳百五拾八匁 外自得御礼

一 〈内陣衆より／余間衆え養子〉 〈判金三拾枚／銀三百六拾三匁〉

外二自得御礼

一 〈内陣衆より／余間衆え養子〉 〈金壹兩／銀三拾六匁八分五厘〉

外二自得御礼

一 〈院家衆より／余間衆え養子〉 〈金壹兩／銀三拾六匁八分五厘〉

外二自得御礼

一 〈飛檐より／同官え養子〉 銀貳百五拾八匁

外二自得御礼

一 〈同／弟養子〉 銀百七拾壹匁九分五厘

一 〈余間甥／養子〉 〈判金貳枚／金九兩壹歩／銀六拾五匁分五厘〉

一 〈同／伯父養子〉 同断

一 〈三ノ間廿四輩／同官養子〉 〈金九兩／銀五拾六匁²五厘〉

一 〈飛檐より／余間え養子〉 〈判金拾四枚／金三兩壹歩／銀百拾五匁

六分厘〉

一 〈余間兄弟／養子〉 〈判金壹枚／金三兩壹歩／銀百拾五匁六分五厘〉

六分厘〉

奥門様下ノ分増銀

一 御開山像 〈金八兩ノ銀百五拾匁分〉

〔惣金貳拾貳匁分五厘〕

一 前住様 〈金貳兩壹歩ノ銀九拾五匁九分五厘ノ惣金拾四匁分五厘〉

〔厘〕

一 太子高僧 〈金貳兩貳歩ノ銀九拾六匁分五厘〉

〔惣金拾五匁九分〕

一 御代々 〈金壹兩ノ銀六拾匁三分ノ惣金九匁八分〉〔101才〕

一 御絵伝 〈金拾貳兩壹歩ノ銀貳百卅壹匁八分五厘ノ惣金五拾匁目〉

一 木仏 〈金貳兩ノ銀五拾八匁〉

一 寺号 〈金貳兩ノ銀九拾五匁七分〉

一 国絹袈裟 〈金四兩壹歩ノ銀貳百拾匁余〉

一 国絹并平僧自剃刀 銀四匁八匁五厘

〔内陣余間衆〕

一家督 銀貳拾六匁四分五厘

〔同断〕

一 得度 銀七拾六匁分五厘

〔国ヶサ〕

一 国緞子袈裟 〈金壹兩ノ銀四拾九匁五分五厘〉

一 御本寺袈裟 銀貳拾四匁七分

〔ヒエン〕

一 一代純子袈裟 銀四拾五匁五厘

一 撞鐘 銀九拾三匁分

已上

御染筆冥加〔101ウ〕

一 木仏寺号 〈金壹歩ノ銀三拾五匁五分〉

寺号計ニても木仏計ニても同事也

一 前住様 右同断

一 御代々 〈金壹歩ノ銀廿九匁八分〉

院内余間衆は右之半減

一 太子高僧 〈金三歩ノ銀三拾九匁四分〉

一 御開山様 〈金壹兩ノ銀七拾五匁九分五厘〉

五割増之分〔穢多寺ノ願事〕

一 御開山様 〈金三拾四兩壹歩ノ銀四百六拾壹匁分〉

〔惣金百四拾四匁五分五厘〕

御染筆 金六兩貳歩

一 太子高僧 〈金六兩貳歩ノ銀四百六拾三匁七分五厘〉

〔惣金百四匁七分〕

御染筆 〈金壹兩ノ銀四拾七匁〉〔102才〕

一 前住様 〈金貳兩貳歩ノ銀三百七拾匁五厘〉

〔惣金七拾六匁〕

御染筆 〈金三歩ノ銀三拾五匁三分五厘〉

以下略之

御免御□

法名字 ①為意位因 ②白伯馬 ③尼忍入 ④豊保峯宝芳甫朴卜品

一西郷村 庄屋直三郎 一弥山 庄屋 徳平次

⑤徳頼東登道 ⑥定知長珍忠 ⑦琳林利了龍隆立里亮 ⑧恩応翁音

⑨和 ⑩好綱叶康幸向構可海閑霞岸戒香格「行覚 ⑪与養 ⑫達諦

宗旨奉行

⑬蓮靈嶺 ⑭莊宗素尊像則 ⑮通 ⑯念然 ⑰樂 ⑱夢 ⑲有運雲

葉院かんにん町

⑳能 ㉑寛観句空願薫郭快歡 ㉒也 ㉓見元玄源慶経桂月堅教 ㉔普

木山源助

㉕悟高孝古骨 ㉖円延□恵栄永 ㉗貞哲 (102ウ) □超■的 ㉘安

通り町

㉙西山佐贊最察 ㉚□□久叶休欽行金吟謹汲 ㉛友祐幽由 ㉜明妙眠

花英(イ)亦右衛門

㉝味眠 ㉞慈勝清称正性省尚春俊常乘浄信進心真秀周淳順實壽修受祥

五番町

㉟唱少 ㊱仙専泉善全誓雪川是千 ㊲瑞水

木村喜平次

四寸御裏二別二岳退賢則保智昌受立古室アリ

三間町

法名二又儀アリ (103才) 』

石松宅治

鞍手組合

寺社奉行

光福寺 真教寺 円徳寺 西法寺 明樂寺 正行寺

通り町

森源太夫

秋月宗旨奉行

御馬立

付衆

梶原重兵衛

北嶋百右衛門

福井圓作

郡奉行

通町

宗旨役所か毎月定日

栗生栗重右衛門 (104才) 』

四日 九日 十四日 十九日 廿四日 廿九日 (103ウ) 』

一三代村 庄屋清八 (以下紙欠失)

(修理銘)

昭和三十九年五月

宗祖七百忌記念の為

開基以来の過去帳の表紙を新らしくつけ

表紙替をなす、但古表紙を其俣にして

昭和三十九年六月

表紙書替 第十九世住職 柚山真淳代

表紙替 役僧 深町彰道

瀬戸区 青柳久吉（新補裏表紙見返）

（完）

【附記】明正寺史料の解説・翻刻・整理作業は、本学真宗史料講読会に於いて取り組んだ。会員は、鷺山智英（本学人間文化研究所客員研究員）、小林知美（本学准教授）、川尻洋平（本学人間文化研究所リサーチアシリエイト）、八嶋義之（福岡市博物館市史編さん室 嘱託員）、樋口すみ（タクト職員）、高松麻美（太宰府市文化ふれあい館学芸員）である。

本報告は、解説を鷺山が、翻刻は鷺山の指導の下で小林・高松・樋口が行い、八嶋の協力を得て完成させた。全体構成は小林が行った。

作品調査・研究にあたって、明正寺ご住職のご理解・ご協力を賜ることができた。ここに記して謝意を表します。

（さぎやま ともひで…人間文化研究所 客員研究員）

（こばやし ともみ…本学アジア文化学科学科准教授）

（ひぐち すみ…タクト職員）

（たかまつ あさみ…太宰府市文化ふれあい館 学芸員）

飯塚明正寺文書にみる真宗寺院の歴史（二）
附、明正寺史料翻刻（後編）

鷺小樋高

山林口松

智知す麻

英美み美

筑紫女学園大学
人間文化研究所年報

第二十七号 二〇一六年